

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月1日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第38号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には当該移動号（以下「削除号」という。）を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(123) (略)</p> <p><u>(123)の2 食品衛生法(昭和22年法律第233号)</u> <u>第8条第1項の規定による指定成分等含有食品に係る届出を受理すること。</u></p> <p>(124) <u>食品衛生法第26条第1項(同法第68条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>(125) <u>食品衛生法第28条第1項(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号、第127号の4、第128号及び第268号から第271号までにおいて同じ。）。</p> <p>(126) <u>食品衛生法第30条第2項(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、食品衛生監視員に監視又は指導を行わせること。</p> <p>(127) <u>食品衛生法第55条第1項の規定による営業の許可をすること。</u></p> <p>(127)の2 <u>食品衛生法第56条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(127)の3 食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(127)の4 食品衛生法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出を受理すること。</u></p> <p>(128) <u>食品衛生法第59条(同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、営業者、管理者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者若しくは管理者に対し必要な処置をとることを命ずること。</p>	<p>(保健所長への委任)</p> <p>第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。</p> <p>(1)～(123) (略)</p> <p>(124) <u>食品衛生法(昭和22年法律第233号)第26条第1項(同法第62条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、検査を受けるべきことを命ずること。</p> <p>(125) <u>食品衛生法第28条第1項(同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、関係者から報告を求め、又は当該職員に臨検検査又は収去をさせること（食肉衛生検査センター所長に委任されたものを除く。次号、第128号及び第268号から第271号までにおいて同じ。）。</p> <p>(126) <u>食品衛生法第30条第2項(同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、食品衛生監視員に監視又は指導を行わせること。</p> <p>(127) <u>食品衛生法第52条第1項の規定による営業の許可をすること。</u></p> <p>(127)の2 <u>食品衛生法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。</u></p> <p>(128) <u>食品衛生法第54条(同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定により、営業者、管理者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者若しくは管理者に対し必要な処置をとることを命ずること。</p>

- (129) 食品衛生法第60条（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業又は業務を停止すること（と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止を除く。）。
- (130) 食品衛生法第61条（同法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業施設若しくは給食施設の整備改善を命じ、又は営業若しくは業務を停止すること。
- (130)の2 削除
- (130)の3 （略）
- (130)の4 食品衛生法施行規則第71条の2の規定による廃業の届出を受理すること。
- (130)の5 新潟県食品衛生法施行条例（平成11年新潟県条例第53号）第6条の規定による休業等の届出を受理すること。
- (130)の6～(130)の9 （略）
- (130)の10 食品表示法第10条の2第1項の規定による食品の回収の届出を受理すること。
- (130)の11 （略）
- (130)の12 （略）
- (131)～(243) （略）
- (244)から(254)まで 削除

(255)～(271) （略）
2・3 （略）

- (129) 食品衛生法第55条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業又は業務を停止すること（と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止を除く。）。
- (130) 食品衛生法第56条（同法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定により、営業施設若しくは給食施設の整備改善を命じ、又は営業若しくは業務を停止すること。
- (130)の2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定によりその例によることとされる同法第2条の規定による改正後の食品衛生法第57条第1項の規定による営業の届出を受理すること。
- (130)の3 （略）
- (130)の4 新潟県食品衛生法施行細則（昭和48年新潟県規則第39号）第16条の規定による営業種目等の変更の届出を受理すること。
- (130)の5 新潟県食品衛生法施行細則第17条の規定による廃業等の届出を受理すること。
- (130)の6～(130)の9 （略）
- (130)の10 （略）
- (130)の11 （略）
- (131)～(243) （略）

- (244) 新潟県食品衛生条例（昭和42年新潟県条例第46号）第2条第1項の規定による営業の許可をすること。
- (244)の2 新潟県食品衛生条例第3条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出を受理すること。
- (245) 新潟県食品衛生条例第4条の規定による営業の届出を受理すること。
- (246) 新潟県食品衛生条例第7条第4項の規定による食品行商許可証の再交付をすること。
- (247) 新潟県食品衛生条例第8条の規定による営業の変更の届出を受理すること。
- (248) 新潟県食品衛生条例第9条の規定による休業等の届出を受理すること。
- (249) 新潟県食品衛生条例第10条の規定により、営業者に必要な処置をとることを命じ、又は営業の停止を命ずること。
- (250) 新潟県食品衛生条例施行規則（昭和43年新潟県規則第2号）第7条の規定により返納された食品行商許可証を受領すること。
- (251)から(254)まで 削除
- (255)～(271) （略）

2・3 （略）

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること(と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。))の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号から第10号まで及び第22号から第25号までにおいて同じ。)

(9) (略)

(9)の2 食品衛生法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出を受理すること。

(10) 食品衛生法第59条の規定により、営業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者に対し必要な処置をとることを命ずること。

(10)の2 食品衛生法第60条の規定により、営業を停止すること(と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止であつて、6日以内のものに限る。)

(11)～(25) (略)

(食肉衛生検査センター所長への委任)

第8条の2 次に掲げる事務は、食肉衛生検査センター所長に委任する。

(1)～(7)の4 (略)

(8) 食品衛生法第28条第1項の規定により、必要な報告を求め、当該職員をして臨検検査又は収去をさせること(と畜場、食鳥処理場及びと畜場又は食鳥処理場(認定小規模食鳥処理業者のその認定に係るものを除く。))の存する敷地と同一の敷地内に存する食肉処理業を営む施設に係るものに限る。次号、第10号及び第22号から第25号までにおいて同じ。)

(9) (略)

(10) 食品衛生法第54条の規定により、営業者若しくは当該職員に食品等を廃棄させ、又は営業者に対し必要な処置をとることを命ずること。

(10)の2 食品衛生法第55条の規定により、営業を停止すること(と畜場及び食鳥処理場に係る営業の停止であつて、6日以内のものに限る。)

(11)～(25) (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和2年新潟県条例第51号)附則第2項の規定によりなお従前の例により当該営業を行うものとされる者に関する事務に対するこの規則による改正前の新潟県事務委任規則第8条第1項第244号の2及び第246号から第250号までの規定の適用については、なお従前の例による。